

資料1

令和 7 年(2025 年)5 月 12 日
八王子市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会認可部会
子どもの教育・保育推進課
保 育 幼 稚 園 課

認定こども園施策の方向性について

1 これまでの議論の振り返り

- (1) 「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」では、今後の認定こども園移行については、慎重に検討していくとしている。
- (2) 認定こども園施策の現状説明
(国・都の動向や本市の幼児教育・保育の児童数・需要等の各種データ、認定こども園化によるアンケート調査結果、効果及び影響など)
- (3) これまでの移行による効果や影響、本市が行ってきた質の向上を図る施策を踏まえ、今後の認定こども園施策の方向性について、ご意見をいただきたい。

2 検討の流れ

	日付・時期	内容
第 1 回	4 月 28 日(月)	現状説明
第 2 回	5 月 12 日(月)	審議①
第 3 回	5 月 26 日(月)	審議②、答申案の整理
第 4 回	6 月 23 日(月)	答申案をもとにした最終議論
令和 7 年 8 月まで(予定)		答申をもとに、市として方向性を決定

3 前回のご意見及び回答(当日意見)

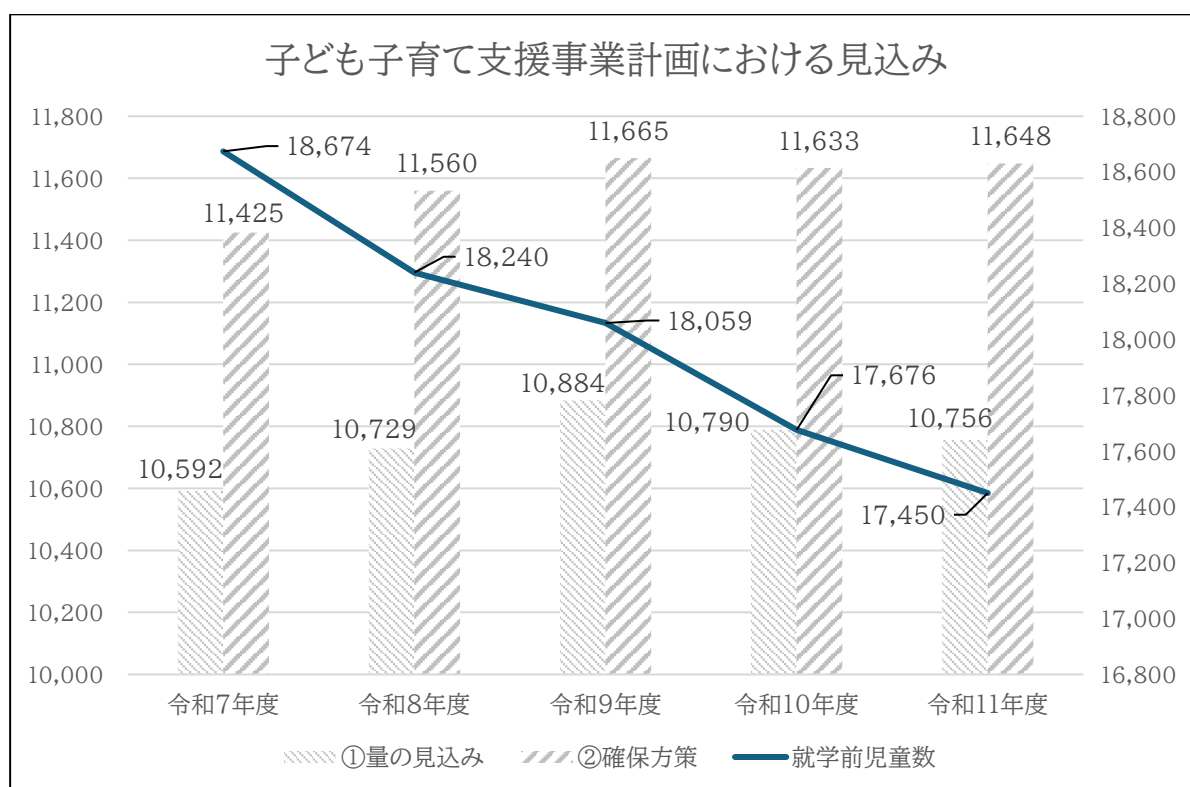
No.	ご意見・ご質問	回答(前回部会からの補足を含む。)
1	国の需給特例では、八王子市はどこに該当するか。	需要よりも供給が多く、量の確保はできている状況である。なお、「都道府県計画で定める数」の考え方については、こども家庭庁に確認中のため、次回以降回答する。
2	【質の向上①】 これまで質の向上のために八王子市は認定こども園化を進めてきたと思うが「慎重に検討する」と変更となる	需要の競合などの課題から、質の向上の取組として効果的かどうかの検討が必要であると考えている。市では、現在さまざまな手法を活用して質の向上に取り組んでいるところである。

	ったことについて、八王子市はどう考えているか。	
3	【質の向上②】 設備や運営基準が厳しくなると質の高い教育・保育に直結するというところか。	資格保有者や設備・面積要件など、保育部分と幼稚園部分の両方の認可要件を満たすことで、質の高い提供体制が確保されると期待する部分はある。
4	【質の向上③】 複数の施策で質の向上を図っている中、それぞれの効果は示せるか。	教育や研修の効果がすぐに測定できるわけではないので、示すのが難しいところではある。ただし、これまで市としては認定こども園化だけでなくさまざまな施策から質の向上を推進してきたことから、実績や数的な結果は示すことができる(4(4)及び(5)に記載)。
5	認定こども園の保育定員に対する充足率が8～9割、教育は半数程度だが、この結果を市としてどう認識しているか。	保育定員の充足率については、少子化が進んでも共稼ぎ世帯の増加により保育需要の変動があまりなかったことが読み取れる。一方で、教育部分は全体的に需要が減っている傾向がある。
6	認定こども園の設置場所は、需要と供給の偏りがないと判断してよいのか。	子どもの数の偏りもあるため、設置が少ない地域もあるが、偏りが出ないように、市内全域に移行してきたところである。
7	すべての施設が認定こども園になれば、そこで従事する職員は両方の資格を有するため、保育と教育の両面から資質向上ができるのではないのか。	近年の保育者養成ではいずれの資格も取得する者がほとんどだが、現在勤務している方の中にはいずれかの資格しか取得していない方もいるため、負担が大きいと考えている。
8	幼保連携型認定こども園の職員は、常に教育と保育のどちらも行う役割として従事しているか。	幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた「保育教諭」の配置が必要となる。
9	保育児の推移の見込みについてはどう考えているのか。	少子化の影響と共稼ぎ世帯の増加により、近年保育利用者数は横ばいである。1,2年で劇的に減少に転じることはないと思うが、長期的には減少する見込みである。(第1回資料10に記載。)
10	認定こども園職員アンケート・保護者アンケートの回答率を知りたい。	①職員アンケートは、対象者616人中、135人から回答があり、回答率は22%。 ②保護者アンケートは、対象者1,470人中、493人から回答があり、回答率は34%。
11	保護者アンケートの結果では認定こども園移行の前後で「あまり変わらない」との意見が多いが、これについて市はどう考えているか。	保育園で教育的な部分を取り入れる園や、幼稚園で一時預かりなどの保育を取り入れる園もあり、劇的な変化というのはあまりないかもしれないことから、アンケート結果でも変わらないと回答した保護者が多いと考えている。

		認定こども園への移行にあたっての影響もあることから、方向性を考える指標の1つと考える。
12	私学助成幼稚園からの移行試算モデルの見方について	市の支出という視点で作成した資料であるため、実際に施設で必要となる運営費とは乖離がある。 市から支出する費用負担としては、認可保育所からの移行と比較して負担が増大するという視点でご確認いただきたい。

4 前回の意見・質問を踏まえた各種データ等

(1) 子ども子育て支援事業計画における見込み



上記のグラフは、第2期八王子市子ども・若者育成支援計画で定めている子ども・子育て支援事業計画の見込みである。就学前児童数の減少に伴い、量の見込みも減少すると予測され、確保方策(＝保育定員数)は十分に確保できる見通しである。

(2) 保育施設における空き定員数(各年4月1日)

以下の表は市内の認可保育施設における空き定員数を示している。在籍児童数の減少に伴い、空き定員数も増加している。

	R5	R6	R7
(1) 在籍児童数	10,715	10,693	10,579
(2) 利用定員数	11,174	11,179	11,117
(3) (1)-(2)	▲459	▲486	▲538
(4) 空き定員数(弾力化を除く)	▲957	▲975	▲972

※認可保育所、認定こども園(保育部分)、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所における在籍児童数と利用定員数から算出

※弾力化とは、待機児童解消などのため、保育室の面積や保育士の配置などの設備・運営基準を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいう。

(3) 保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園の役割

本市は、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供することを目的として、既存の保育園及び幼稚園から認定こども園への移行を推進してきたが、前回の議論の中で、保育園での教育、幼稚園での預かり保育等について意見があったことから、各指針・要領から各施設の役割を確認する。

類型	指針・要領	所管	役割
保育園	保育所保育指針(資料2)	子ども家庭庁	保育(養護と教育)
幼稚園	幼稚園教育要領	文部科学省	教育
幼保連携型 認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領	子ども家庭庁	教育及び保育

各指針・要領では、子どもの主体的な活動により、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること等を目標として、どの施設類型においても教育を実施するものとしている。また、各指針・要領の共通目標として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を定めており、教育に関わる側面のねらい及び内容が明確化されている(保育園に関しては、資料2「保育所保育指針」4ページ「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」のとおり。)

このように、保育園、幼稚園、幼保連携型認定こども園、すべての施設において、幼児教育を提供することが定められており、各施設類型に関わらず、幼児教育を受けることが可能となっている。

本市では、すべての施設での幼児教育の質の向上のため、4(4)で列挙している様々な施策を展開するとともに、幼児教育・保育センターによる支援や、東京都の「とうきょうすくわくプログラム」を活用し、子どもの主体的な活動を支援している。

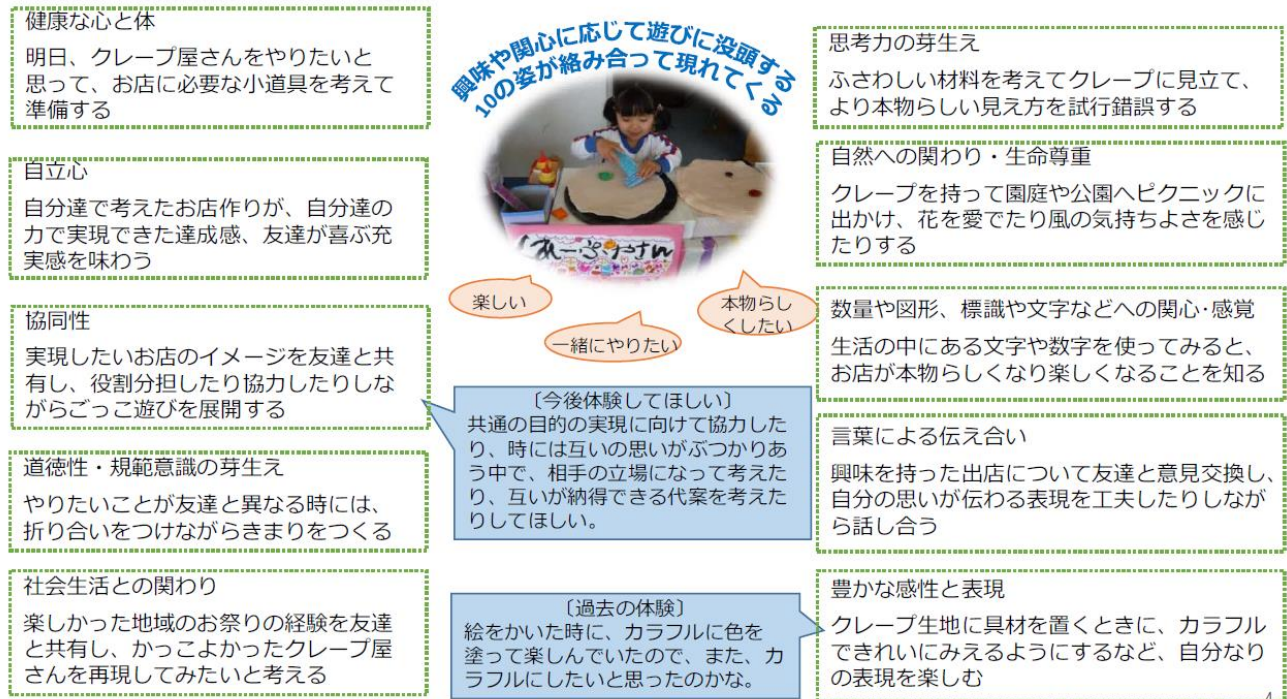
1	健康な心と体	保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
2	自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
3	協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
4	道徳・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
5	社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりを意識するようになる。
6	思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
7	自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探求心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもち関わるようになる。
8	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
9	言葉による伝え合い	保育士等・先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
10	豊かな感情と表現	心を動かす出来事などに触れ、感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

出典:「八王子市乳幼児すくすくてくてくガイドライン」

1. 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の捉え方の例

自らの興味や関心に応じて、思うがままに環境と関わりの中で、様々な体験を積み重ねていく。その具体的な姿について「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに捉える。

活動の中での具体的な幼児の姿を通して、幼保小の先生方が話し合うことが大切である。ここでは、幼児が自分達で考えたお店屋さんごっこ（クレープ屋さんの場合）を例に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を捉えてみる。



出典：文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」、令和4年3月31日

(4) 幼児教育の質の向上に関する取組

本市では、令和4年3月に、保育者の教育・保育活動を支援し、より質の高い教育・保育の提供や子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実の一助となるよう「乳幼児すくすくてくてくガイドライン～八王子市 乳幼児期の教育・保育の質に関する指針～」を策定している。

また、令和7年4月には、本市における幼児教育・保育に関する方向性を示し、本市で育つすべての子どもが、将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすことができるよう、「量」の適正化と「質」の向上を図っていくことを目的に「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」を定めたところである。

このように、本市では市全体における幼児教育・保育の質の底上げを目的として指針や方針を独自に定めるとともに、幼児教育・保育の質を向上するための様々な施策を展開しており、具体的には以下の取組を進めている。

	取組	内容	R6実績
1	保育従事者研修等	保育者の資質向上のため、幼児・教育センターで研修内容を定め、実施している。 R6 開催状況は資料3、R7 開催予定の研修は資料4のとおり。	資料3のとおり
2	発達障害児地域支援講習会	八王子市医師会の協力を得ながら、発達障害の理解及び援助方法を習得するため、ハッチネットセミナー	4回

	(ハッチネットセミナー)	を開催するとともに、研修の動画配信を行い、職員のスキル向上を図っている。 令和 6 年度の実績報告は資料 5 のとおり。	(参加人数: 384 人)
3	保幼小連携の取組	教育委員会と協同し、小学校における就学の様子を見学し、架け橋期の教育内容について、幼児教育・保育施設、小学校及び学童保育所との連携を推進している。 保・幼・小連携の拡充を図るため、架け橋カリキュラム作成を検討している。	「保・幼・小連携の日」 実施率 86.7% (市内 67 校実施)
4	すくてくシートの活用	「すくてくシート」(旧就学支援シート)の活用及び支援者や支援機関の連携を図っている。	-
5	幼児教育・保育アドバイザーによる支援	教育・保育施設に対し、保育の内容等についての助言等の支援を実施するとともに、特定の施設に対して訪問支援を行っている。 また、保育者間の学びの共有や、子どもたちの育ちをより深く理解するため、公開保育を開催している。	訪問支援:5 回 公開保育: 民間 3 園 公立 5 園
6	乳幼児期すくすくてくてくガイドラインの活用	幼児教育・保育センター主催研修において、ガイドラインを資料として活用している。	-
7	巡回発達支援	子どもの発達支援を専門とする職員が教育・保育施設を巡回する巡回発達相談を、実施している。	【実施件数】 (実施施設数) 幼稚園:48 件 (13 園) 保育園等:270 件(73 園)
8	子どもの主体的な活動の支援	東京都の「とうきょうすくわくプログラム」の活用により、乳幼児の主体的・協同的な探求活動を支援する。 (プログラムの概要は資料 6 のとおり。)	【実施園】 22 園(市把握分)

(5)多様な保育ニーズへの対応

共働き世帯の増加、核家族化や生活スタイルの多様化に伴い、保育ニーズが多岐にわたり、多様な保育体制の提供が求められている。本市では、保護者の様々な就労形態や多様化する保育ニーズに対応し、保育の質の向上を図るため、以下の取組を進めている。

	実施主体	取組	内容	R6 実績
1	保認幼	保育士配置基準の見直し	1 歳児、2 歳児、4・5 歳児に対して国の基準を上乗せして保育士を配置できるよう、市が補助を行っている。 (第 1 回資料 1 28 ページに記載。)	-
2	保認	延長保育事業	多様化する就労形態に対応するため、保育時間の前後に延長して保育を実施する。	民間保育園:55 園 公立保育園:16 園 認定こども園:15 園
3	保認幼	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる身近な居場所を提供する。	民間保育園:12 園 公立保育園:10 園 認定こども園:5 園

		事業)	また、地域の子育て情報の提供や子育て講座を開催し、家庭の子育て力の向上を図る。	
4	保 認	一時預かり事業 (保育園など)	保護者が就労や病気などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合や、育児のリフレッシュのために一時的な預かりを実施する。	民間保育園:15 園 公立保育園: 5 園 認定こども園:4 園
5	幼 認	一時預かり事業 (幼稚園)	幼稚園の教育時間の前後に保育を希望する場合、在園児を預かる。 用事などで不定期に利用する場合(不定期利用)と就労で毎日利用する場合(定期利用)がある。	幼稚園:11園 認定こども園:18 園
6	保 認 幼	教育・保育施設 等での障害児の 受入	幼稚園や保育園等では、特別な支援を必要としているお子さんの受入促進を図り、園生活において安心・安全に過ごせるよう、保育環境や人員体制等の整備を行う。	—
7	保 認 幼	病児・病後児 保育事業	病中または回復期で集団保育が困難な期間、子どもを一時的に預かり、保育及び看護ケアを行う。	市内:5 か所 (病院併設等)
8	保 認 幼	医療的ケア児の 受入	市内保育園において医療的ケア児を受入れるため、看護師の確保など体制整備を行う。	民間保育園:2園 公立保育園:3 園 認定こども園:1 園
9	保 認 幼	未就園児すくてく 通園事業	他者とともに過ごし、学び、遊ぶ経験を通じて、子どもの発達を促すとともに、保護者に対する継続的な支援を行うため、保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園・保育所等を利用していない0～2歳の未就園児を定期的に預かる事業を実施している。 また、令和8年度の国制度「子ども誰でも通園制度」の本格実施に向けて準備している。	民間保育園:1 園 幼稚園:9園 認定こども園:4 園

※保:保育園、幼:幼稚園、認:幼保連携型認定こども園。

資料1-2

本日の議題について

以上の各種データ等を踏まえ、以下についてご意見をいただきたい。

1 本市における認定こども園施策の方向性

- (1) 今後の子ども・子育て支援事業計画における就学前児童数の推計による地域での需要の競合と確保状況(資料 1 P3(1),P4(2))
- (2) 質の向上の取組の展開(資料 1 P6(4),P7(5))

2 今後の議論のために追加で必要なデータ・情報